

財務専門委員会

主 査 東 野 文 恵

1. はじめに

いつの時代でも既成の大教団を運営することは大きな困難を伴う。我々はすでに入ったと思われる時代社会の変革期のなかで大谷派教団を運営していかなければならない。すなわち、社会の制度機構や人の価値観が激変する中で次世代の人々に親鸞聖人の宗教的信念を伝えていかなければならない使命を持っている。世界人口が増加することが確実な中で、日本社会は向こう50年間、人口が減少するであろうと言われている。また、体力・学力・生産力・政治力・経済力・科学力などあらゆる分野で縮減傾向も見られるであろう。我々が過去50年間に経験した、いわゆる「右肩上がり」の社会とは正反対の非常に厳しい社会環境の中で教団運営をしなければならないということを先ず自覚しなければならない。

しかし、ひとつの大きな光明は、既に我々に先んじて菩提心をもって歩まれた方々の足跡があるということである。この足跡を訪ねて行く以外に大谷派教団の将来はない。つまり、大谷派の財政問題を考えるとき、菩提心を生み出す“場”が教団であり、この教団の運営のために募財があるのであって、決して募財が自己目的化してはならないということを肝に銘じて議論をしなければならないということである。

2. 募財に関するアンケート

当委員会では、各派代表者会より示された内容である「財源論」について協議するにあたり、昨年度までの協議を踏襲することとし、「募財制度」について協議することとした。これに先立ち、全宗議会議員対象の募財に関するアンケート調査（回答率94%）を実施した。

宗派経常費の納入名目では、相続講や同朋会員志が82%であったが相続講台帳は77%がなく、相続講制度の形骸化が見られた。とはいうものの、ある地方では、相続講制度の賞典である院号・本廟収骨としての納入が多くあり、またごく一部の教区ではしっかりした相続講制度が根付いていることも確認されたので、相続講制度を抜本的に見直すことには大きな抵抗も予想されるので、新制度への移行については十分なコンセンサスを得るための努力が必要である。また、同朋会員志のみでの納入は5%と少なく、財政面から見れば同朋会運動の課題を読み取ることができる。

ともあれ、相続講制度と同朋会運動はともに「教化」と「財政」が不離一体であるとするなら、まるで二つの信仰運動が並立しているようで、そのことが宗門にある意味での混乱を生じさせているのではなかろうか。

以上の点から考察するに、全宗門人が等しく宗派財政を支える制度の構築と、「教化」と「財政」の関係を条例の上から整理し、宗務機能の範囲と権限を明確にすべきである。

3. 何のための財源論か（宗務の目的と財源論）

真宗大谷派の財政の歴史を概観すれば、宗祖親鸞聖人の関東における教化によって、各地に法然上人の御命日である 25 日に集まる会所ができ、その会所（道場）を維持し集団を運営するために、そこに集まった御同朋御同行が「念仏のすすめのもの」「念仏のもうしもの」と称して金銭を拠出したのが始まりと思われる。親鸞聖人の京都時代は、御消息に見られるように、関東の御同朋御同行から送られてきた「御ころざし」によって聖人の生活が護持され、聖人滅後は覚信尼公が本廟を御同朋御同行に寄進したことで御同朋御同行が本廟維持の主体となった。その護持に必要な経費は「念仏のすすめのもの」「念仏のもうしもの」「御ころざし」によって賄われた。

覚如上人の時代となって、関東の多くの御同朋御同行の意向に反して本廟の寺院化が進められたことで、関東からの送金は次第に細くなったと思われる。それ以後、その不足を補ったものは聖典類の書写授与に対する礼金であった。

蓮如上人時代の教化によって本願寺は隆盛したが、当初それを支えたのは「御ころざし」の所謂懇志であった。しかし、大阪石山に坊舎を建立した際に「名号の礼金だけで建立した」と豪語したように、礼金も教団を支える大きな柱となっていた。また巨大化した本願寺を支えた財政的基盤は、御門徒の講組織などから納められる任意の懇志であった。

明治期となり、政府への莫大な献金と禁門の変で焼失した本願寺の再建という難事業を抱えた大谷派は財政的破綻の寸前にまで陥った。それを回避するために設立されたのが「法義相続」「本廟護持」をスローガンに掲げた相続講制度であった。この全門末の総力を結集する運動によって大谷派の財政的破綻は回避されることになった。

また第二次大戦後、財政的に逼迫した大谷派を救ったのは暁烏敏師であった。昭和 26（1951）年に宗務総長に就任した暁烏敏師は、念仏総長といわれたように信仰運動によって、わずか 1 年で真宗大谷派の窮地脱出を成功させたのである。

以上のような歴史的背景のもとに、真宗大谷派の財政哲学は構築されているものであり、その点でいえば法義相続によってこそ本廟護持（財政基盤）が図られているものと言わなければならない。

今回、内局から提示された『総括・提起書』を読んで、改めて財による法義相続ではなく、法義相続による財という視点を大切にしなければならないと考える。もう一度、「念仏のすすめのもの」「念仏のもうしもの」「御ころざし」によって維持される教団とはどういう姿か熟慮すべきのもと考える。

4. 懇志経営を相続しよう

I 『総括・提起書』の問題点

- ① 同朋会運動草創期には相続講制度から同朋会員志制度への移行が志向されていたようであるが、同朋会員志金が経常費完納条件から撤廃されたことにより、財政面から見れば同朋会運動の課題を読み取ることができる。そして従来の相続講制度における「教化と募財」が相続されている地方にはどのような募財制度をもって当たるべきかが課題である。し

かし、全教团的には薄く広く均等に護持金を提供していただく制度は理解が得られるのではないだろうか。ただし、この場合でも教化、乃至は護持金の意味確認をどうするのが問題である。

- ②「現在の相続講賞典である院号を、御依頼割当から切り離して別途の位置付けにすべきと思料する」とあるが、はたして相続講賞典から外して院号・収骨という収入が計れるか。また、「院号は、宗門の更なる興隆発展に寄与する資金を拠出した門徒に授与する称号」とあるが、その意味が不明確であると言わざるを得ない。

当初、「院号・収骨」は多額志納者など選ばれた者にしか許されなかったが、相続講賞典制度により全門徒に許されるものとなった。今回の制度改革は昔の「選ばれた者」という制度に回帰するものではないだろうか。

- ③本廟収骨について「高額な埋葬経費を効率化し墓地管理経費を必要としない新しい埋葬制度として」とあるが、本山が納骨施設になることを積極推進するならば宗門の本来的意義からの逸脱と言わざるを得ない。

浄土真宗の教団は教学的にも歴史的にも懇志で成り立つ教団である。今回の当局提案は懇志を提供する門徒の自由意思を汲み取るというより宗務当局による義務化という側面を強く感じる。また費消目的を明確にすることによって、金員を提供する側の積極的理解を得たいという意図は理解できるが、ご門徒の多くは「法義相続・本廟護持」のためという一点さえ明確であれば、費消目的を問題にすることは不会いのではないだろうか。さらに言えば、収入された段階で支出先を決める方策は財政の硬直化を招き、却って宗門の将来的活動を束縛するのではないかという危惧を覚えるものである。

5. 財源論は支出削減論でもある

蓮如上人は廊下に落ちていた紙切れを戴いて「仏法領の物を、あだにするかや」と言われた。この精神に立てば、支出に応じて財源を考えるよりも、収入が縮減傾向にある現状においては先ず支出削減を論じるべきであろう。紙1枚の事務費や固定費だけでなく、人事院勧告による国家公務員の給与低減が求められている中、当派においても聖域を設けることなく先ず支出削減を論じるべきである。

宗派として「できること」と「できないこと」、「しなければならないこと」と「しなくてもいいこと」を峻別して、支出削減の目標値設定やそれに要するタイムスケジュールなどを検討しなければならない。

6. 懇志金にペナルティは馴染まない

2011年11月20日付、組織部から各教務所長宛の一文が発信された。「教区・組及び寺院・教会が主催する宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌法要における御親修・御参修の取り扱いについて（通知）」という表題である。要約すると、御遠忌懇志金や経常費を完納してない教区・組・寺院などへ御門首・鍵役を出向させないというものである。つまり、懇志金や経常費にペナルティを科せるといふのだが、その法的根拠が問われるのではないだろうか。

1970年4月24日の開申事件に端を発した教団の民主化運動のなかでは、宗派に対して悪意をもって民主化を妨害したものにはペナルティをもって当たるしかなかった。これは非常時の或いは異常時の緊急避難的処置であって、このことを常態化させてはならない。財務に関するペナルティは慎重の上にも慎重を重ねて、検討すべきである。

7. 公開された資産運用を願う

第2回宗政調査会（2011年11月8日～9日）において当委員会より、宗派資産の運用による一部損失が明らかになった。概要は表のとおりである。

購入日	投資先	購入額	損益（単位円）△は損出
2008.12.15	野村ホールディングス（株）社債	2億円	21,600,000
2009.05.12	富士電機ホールディングス（株）社債	2億円	6,924,878
2009.08.11	（株）ウイルコム社債	1億円	△66,897,776
	合計	5億円	△37,506,939

（※ウイルコム社債の損失は（株）ウイルコムの倒産による。）

今回の投資失敗によって、次の事柄が議論された。

- ①宗務当局によると、当該3案件への投資は議会の要請によるものと説明された。しかし、議会での意見は①資産の有効活用乃至は低金利下における資産の目減り低下の防止策を講ぜよというものであり、②それはあくまで政府保証債などの元本保証のものであってハイリスクを伴うものへの投資要請ではなかった。
- ②社債購入を行ったことを議会に報告してこなかったこと。また、損失が発生した後の2010年・2011年の2回の常会に報告がなされなかったこと。この2つの視点から考察するに、当該案件については適切な発表の時期を失したと言わざるを得ない。
- ③例えば、資産運用で大きな利益を得た場合の懸念事項
 - ①門徒から寄せられた浄財は念仏が広まって欲しいという願いの表現であり、資産運用にはより配慮が求められている。
 - ②日本国の借金が1,000兆円ほどもあり、国家財政の財源をさまざまところに求めている時、非課税扱いの宗教法人が投資で利益を上げているなら、宗教法人自体に課税をしようという社会全体の風潮にならないか。
- ④現在、このような資産運用による一部損失が出た場合、その責任の所在が明確となっていない。その責任の所在を含めて資産の保管運用について議論が深められなければならない。

今回の資産運用については、平居新司郎会計監査院長の現況監査（2011年11月9日付）報告の「4意見」の言葉に耳を傾けたい。「今回の資産虧損は、資産運用への未熟さが露呈したものである。運用資産の多くは御門徒からの浄財であることをあらためて咀嚼し、今後の宗門財政運営に生かされたい。」

さらに言えば、開申事件に始まる教団の民主化運動のさなか、大正元年に創設された「本廟維持財団」が大谷家の方々によって私物化され、宗派とは

無関係な財団となってしまうつつある。(現在、係争中)「本廟維持財団」の願いは成就することなく、教団民主化のために費やした30年にわたる時間の浪費と約1,000億円に達するかという資産の損失を生じさせてしまった。そして、教団問題に係る裁判費用や本来なら「本廟維持財団」の資産によって賄われるべき両堂の御修復費用も、最終的には御門徒の浄財に頼ってしまったことを考えると、資産運用については格段の慎重さと透明性・公開性を堅持しなければならない。

8. 結び

当委員会の協議事項である財源論の本質的、方法的議論については時間的制約もあり、十分になされなかった。上述の資産運用損失や御親修・御参修制限のことが大きく取り上げられたことによる。この件について宗務当局に対し厳しい意見や批判がなされたが、宗務当局が御門徒からいただいた御懇志を有効活用することによって宗門運営の一助となることを目的とした願いと努力にまで批判が加えられるべきではない。むしろ、このことによって教団の形をどのように志向するかという本質的教団論が提起されているとみなすべきではなかろうか。

財源論を議論することは、時代社会の激流の中で教団の存亡が懸っている今、大変重要なことでありひき続き議論が深化展開されることが望まれる。

以 上